

## 「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成 21 年 1 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

## 意見

経済の発展の爲にも、契約当事者間の信頼が基礎となる。  
情報化へと進展するため、電気通信事業法に、クーリング・オフ制度などの  
の民事ルールを設けるべきである。

## 理由

契約の内容の複雑さ、また勧誘方法も、一般の人が説明を聞いても  
よく理解できない場合が多い。高齢者なら、尚さら理解できないのでは！！  
「業界が率先し、ルールを定め健全な経営をするのが一番良いか」  
現状、通信・放送サービスに関するトラブルが増加しているため。